

春吉橋賑わい空間活用方策に関する サウンディング型市場調査

令和3年3月

博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会

【事務局】

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所
福岡市

- ①募集の目的
- ②事業対象地及び意見・提案を求める範囲
- ③春吉橋架替事業
- ④これまでの検討状況
- ⑤意見・提案を求める内容
- ⑥スケジュール等
- ⑦問い合わせ先及び提出窓口

① 募集の目的

【実施要項 p2に記載】

募集の目的

春吉橋賑わい空間は、「福岡の顔」となる賑わいを創出する空間として活用することとしています。本サウンディング型市場調査は、令和3年度に予定している検討会の提言に向けた参考とするため、賑わい空間活用のアイデア（新型コロナを踏まえた「ニューノーマル」なアイデアを含む）等について広く意見・提案を求めることを目的として、「博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」が実施するものです。

（検討会の事務局は、福岡国道事務所及び福岡市です）

② 事業対象地及び意見・提案を求める範囲

【実施要項 p2、別紙 3 事業概要書（案） p6に記載】

5. 事業対象地の範囲(春吉橋賑わい空間)

6

春吉橋賑わい空間

- 対象地範囲は、下図に**赤枠で示す春吉橋及び橋詰部分**
- 延長約90m、幅約20m



※国道202号本線部分と賑わい空間部分は一連で繋がります。
※賑わい空間の範囲については、今後変更となる可能性があります。

② 事業対象地及び意見・提案を求める範囲

【実施要項 p2、別紙 3 事業概要書（案） p7に記載】

6. 事業対象地の範囲(賑わい空間に隣接する公共空間)

7

春吉橋賑わい空間に隣接する公共空間（国体道路、清流公園）

- 春吉橋賑わい空間に隣接する公共空間（国体道路、清流公園）との一体的な活用についても提案可能とする。



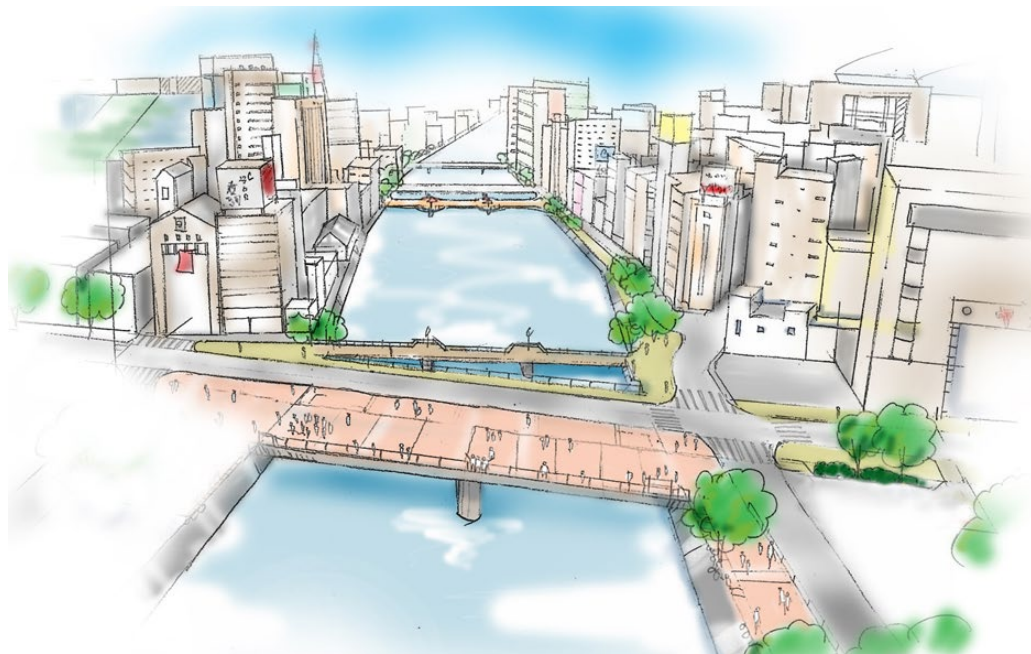
※国体道路、清流公園の詳細については、別添の参考資料 1「春吉橋周辺の概要」を参照してください。

③ 春吉橋架替事業

【実施要項 p1、別紙 1 事業パンフレットに記載】



春吉橋の架替ステップ



春吉橋賑わい空間のイメージ

③ 春吉橋架替事業



【参考】現在の春吉橋（令和3年1月末時点）

④ これまでの検討状況

【実施要項 p1に記載】

〈検討経緯〉

平成 25 年度	「春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会」
平成 27 年 6 月	「春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会」にて提言を公表 URL : http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/site_files/file/iinkai_kaigi/haruyoshibashi/150706/150703teigen.pdf
平成 30 年度	「第 1 回博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」 URL : http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/kaigi/kokutaidoro.html
令和 2 年度	「第 2 回博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」 URL : http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/kaigi/kokutaidoro.html



春吉橋を核とした空間利活用に関する技術研究会提言

アノ「春吉橋」が広場に変身！

ここは「福岡ど真ん中」。

人が集い、都の心(都心)がはじけだす。

さあ、バザールに出かけよう。

リバーフロントをそぞろ歩こう。

平成 27 年 6 月

④ これまでの検討状況

「第2回博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」資料より **【別紙3 事業概要書（案） p3に記載】**

3. 賑わい空間の方向性

※平成27年度の提言書については、下記HPを参照してください。

http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkokoku/site_files/file/iinkai_kaigi/haruyoshibashi/150706/150703teigen.pdf

3

H27提言書における5つのテーマ※

マグネット

バザール

フォトジェニック

ソウフル

エンターテインメント

5つのテーマを基にした望ましいと思われる空間（WEBアンケート、まちづくり団体）

昼の場合						夜の場合				
マグネット	バザール	フォトジェニック	ソウフル	エンターテインメント		マグネット	バザール	フォトジェニック	ソウフル	エンターテインメント
1位	4位	2位	5位	3位	WEBアンケート	2位	5位	1位	4位	3位
1位	5位	2位	4位	3位	まちづくり団体	1位	4位	1位	4位	3位

調査結果をもとに、昼と夜を特徴づけるイメージを整理

	昼の場合	夜の場合
方向性	博多～中洲～天神エリアの回遊拠点 【マグネット】【フォトジェニック】【エンターテインメント】	中洲の雰囲気と調和した賑わいの発信源 【マグネット】【フォトジェニック】【エンターテインメント】
イメージ	- 街歩きを誘発する磁場として、人々が集い、憩い、交わる空間 - 水辺景観と福岡の景色を楽しむ空間 - 賑わいを生み出す核となる、多様なイベントが開催される空間	- 人々が夜景を楽しみ、集い、憩い、交わる空間 - 景観を楽しむと共に、橋そのものが中洲の代表景を引き立てる空間 - 賑わいを生み出す核となる、多様なイベントが開催される空間

各団体からの主な意見

	昼の場合	夜の場合
使われ方や機能など	- 憩う場所としてベンチや屋根、花壇 - 橋自体が写真映えるインパクトのあるスポット - 観光客用のバス停カット	- インバウンドに対応したもの - ライトアップやプロジェクトマッピング - タクシー乗り場
留意点	- 地域の行事や祭り、まちづくり団体等の主催イベントの開催、サイン等による観光案内機能（昼夜共通） - ゴミや不適切利用などのマナーの問題、警備の問題、バリアフリー対応や多言語対応、屋台との共存共栄など	

④ これまでの検討状況

「第2回博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」資料より

【別紙3 事業概要書（案） p4に記載】

4. 方向性を踏まえたテーマ毎のイメージ

4

昼の場合

博多～中洲～天神エリアの回遊拠点

昼：街歩きを誘発する磁場として、人々が集い、憩い、交わる空間

- ・ 街なかで憩い、安らげる休憩機能（ベンチ等）



出典：事務局撮影



マグネットのイメージ【ニューヨーク：ハイライン】

- ・ かつての高架貨物鉄道の廃線跡地を空中公園（全長約2km）として整備

- ・ ハイラインにはベンチ、展望スペースなどが設置されており、憩いの場となっている
- ・ ハイラインが呼び水となって周辺の再開発を誘発し、不動産価値の向上にも寄与している

昼：水辺景観と福岡の景色を楽しむ空間

- ・ 那珂川の水面と川沿いの自然や風景を眺められる視点場としての機能



フォトジェニックのイメージ【大阪市：北浜テラス】

- ・ 川床が常設され、土佐堀川とその対岸の景色を楽しむテラスを活用したカフェや店舗などが充実したエリア



出典：国土交通省「河川空間のオープン化活用事例集」（令和元年8月）

夜の場合

中洲の雰囲気と調和した賑わいの発信源

夜：人々が夜景を楽しみ、集い、憩い、交わる空間

- ・ 夜間景観を楽しめる場所への休憩機能（ベンチ等）
- ・ 夜間景観を楽しみながら飲食のできる空間



写真提供：福岡市 出典：まると福岡・博多
(<https://showcase.city.fukuoka.lg.jp/>)



出典：事務局撮影

マグネットのイメージ【博多駅前広場】

- ・ 博多駅前広場では、観光PRイベントに加え、学校や地域などの演奏会・発表会、イベント等が昼夜問わず開催されている
- ・ 休憩機能（ベンチ等）、飲食のできる空間があり、観光客も含め多くの人で賑わっている

夜：景観を楽しむとともに、橋そのものが中洲の代表景を引き立てる空間

- ・ 中洲のネオン風景を眺められる視点場としての機能
- ・ あわせて春吉橋及び賑わい空間そのものが景観を引き立てるよう、デザインやライトアップ等で空間を演出



整備前

©NYDOT

資料提供：GehlArchitect

フォトジェニックのイメージ

【ニューヨーク：タイムズスクエア】

- ・ 「世界の交差点」とも呼ばれる、ニューヨークの代表景の一つ
- ・ 周囲の広告（ネオン）そのものが景観を構成する要素となっている
- ・ 広場中央には階段席が備えられ、撮影スポットとしても機能している



整備後

※昼と夜でテーマを区切るものではなく、各テーマを特に際立たせるイメージとして、昼・夜それぞれの場合で記載するものです。各テーマは昼・夜関係なく、相互に連携しあう賑わい空間を想定します。
また、各テーマのイメージは、あくまでイメージであり、活用を固定するものではありません。

④ これまでの検討状況

「第2回博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」資料より

【別紙3 事業概要書（案） p5に記載】

5

4. 方向性を踏まえたテーマ毎のイメージ

昼の場合

博多～中洲～天神エリアの回遊拠点

夜の場合

中洲の雰囲気と調和した賑わいの発信源

昼・夜：賑わいを生み出す核となる、多様なイベントが開催される空間

- ・ 中洲や屋台といった地域性を活かしたイベントの開催
- ・ 夜は来訪者のナイトライフを充実させ、地域経済のさらなる活性化にも寄与

エンターテイメント



写真提供：We Love天神協議会



写真提供：福岡市



写真提供：福岡市

エンターテイメントのイメージ

【福岡市役所西側ふれあい広場】

- ・ 野外ステージ屋根、移動式ステージを備えた人工芝の広場であり、様々なイベントが開催される
- ・ 福岡市が利用しない期間は、民間事業者が広場でイベントを開催することができ、民間事業者（We Love天神共同企業体）が運営を実施

昼・夜：人間くささや界隈性にあふれる中洲や春吉の街への入り口として機能する空間

- ・ バス乗降所等の交通結節機能
- ・ 来訪者の回遊を支援する観光案内機能

ソウルフル



ソウルフルのイメージ
【出島表門橋公園観光バス乗降場】

- ・ 国指定史跡の出島に新たに架橋された歩道橋（出島表門橋）に合わせて、出島対岸の水辺沿いの公園として2017年11月に整備された
- ・ 公園には屋根付きスペースや休憩ベンチ等設置され、観光バスの乗降スペースを整備し、イベントも開催されている

出典：事務局撮影



バザール



バザールのイメージ

【バンコク：ナイトバザール】

- ・ タイでは夜になると大通りを中心に屋台が並んで出店するバザールが出現し、飲食やショッピングを楽しむことができる

※昼と夜でテーマを区切るものではなく、各テーマを特に際立たせるイメージとして、昼・夜それぞれの場合で記載するものです。各テーマは昼・夜関係なく、相互に連携しあう賑わい空間を想定します。
また、各テーマのイメージは、あくまでイメージであり、活用を固定するものではありません。

④ これまでの検討状況

試行イベントの実施（H31.4.26～R1.5.6）

【別紙2 試行イベントの実施 p1に記載】

1. 開催目的

1

- (1) 春吉橋迂回路橋への切替に先立ち、地域等への事業に対する理解促進を図る。
- (2) 迂回路橋を将来賑わい創出空間として活用することとしており、地域及び観光客等をターゲットとした地域振興的なイベントを試行的に開催し、今後の事業の参考とする。



④ これまでの検討状況

【実施要項 p3に記載、別紙 4 事業対象地周辺のまちづくり団体等の主な意見 参照】

事業対象地周辺のまちづくり団体等の主な意見

賑わい空間のニーズ把握

1

《調査内容》

調査	目的	調査項目	対象	実施期間
①まちづくり団体ヒアリング調査	地域（春吉橋で活動を行うもしくは連携）のニーズ把握	①現在の活動内容、活動地区及び課題 ②H27提言書における5つのテーマに基づいた賑わい空間活用の方針（コンセプト） ③賑わい空間を活用して想定される活動内容	・中洲町連合会 ・We Love 天神 ・博多まちづくり推進協議会 ・春吉校区自治協議会 ・冷泉自治協議会	2019年10月
②周辺店舗ヒアリング調査	周辺店舗への影響把握	①GW試行イベントの影響の有無と内容 ②影響への改善策	・博多移動飲食業組合 ・(株)博多マリン観光	2019年10月
③事業者ヒアリング調査	福岡都心部で運行しているバス・タクシー事業者へのニーズ把握	①観光バスの現状（本数、福岡都心部の運行ルート、駐停・停車箇所）と問題点 ②キャナルシティ博多に駐車した際の観光客の主な訪問先 ③観光客の賑わい空間への立ち寄り可能性 ④駐停車場所等に関するニーズ	・西日本鉄道(株) ・西鉄観光バス(株) ・(株)天領バス ・JAPAN HOPE(株) ・タクシー協会	2019年10月

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた追加ヒアリング結果

6

●新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、集客イベントや春吉橋賑わい空間に対するイメージ、考え方などについて、まちづくり団体（中洲町連合会、春吉校区自治協議会、冷泉自治協議会、We Love 天神協議会、博多まちづくり推進協議会）へヒアリングを実施。

⑤ 意見・提案を求める内容

【実施要項 p5に記載、様式2 意見・提案書を参照】

意見・提案を求める内容項目

設問1：提案のコンセプトについて

設問2：賑わい空間の導入機能について

設問3：事業対象範囲について

設問4：実施可能な事業内容について

設問5：本事業への参加にあたっての体制について

設問6：賑わい空間の位置づけについて

設問7：関心度合いについて

設問8：その他の自由意見について

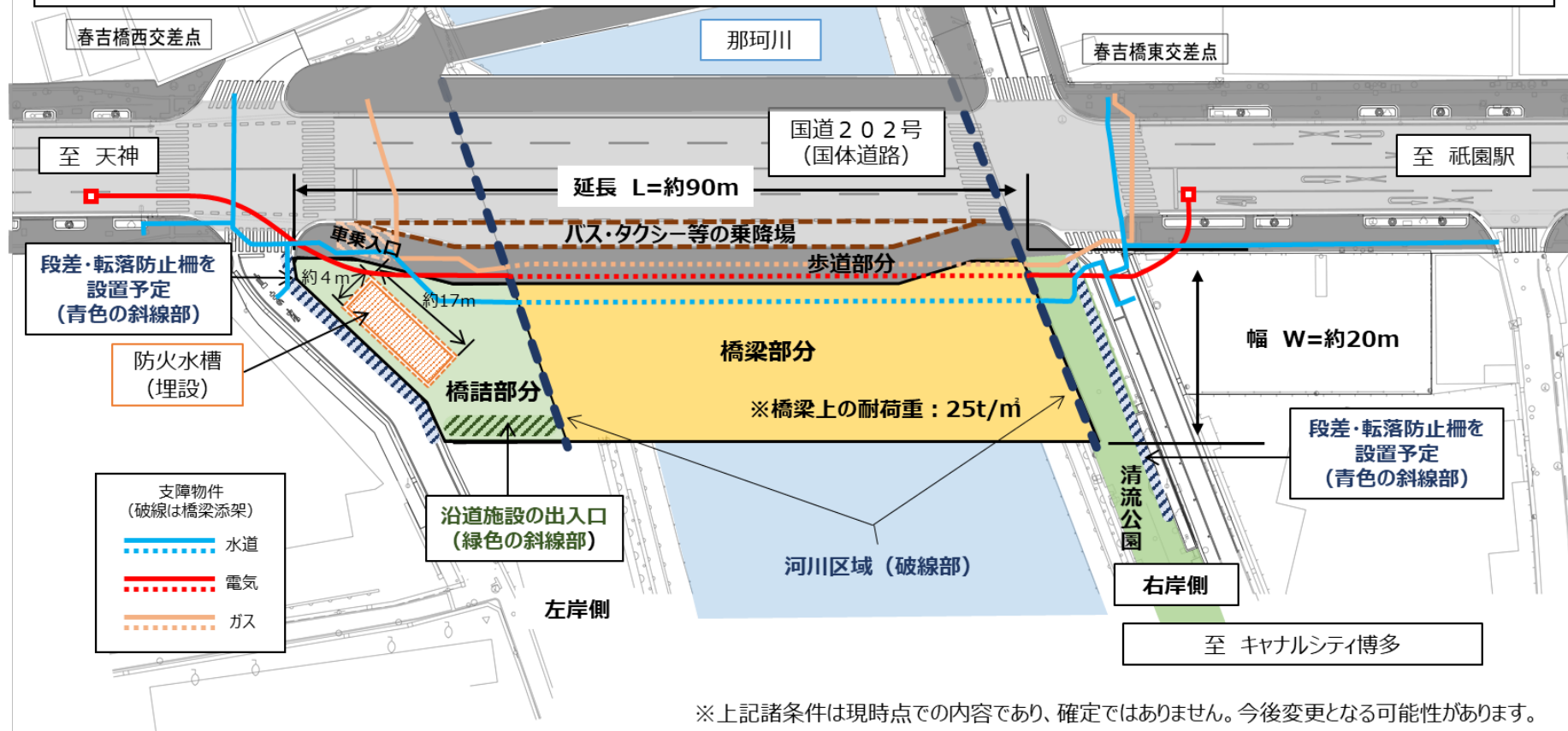
⑤ 意見・提案を求める内容

【実施要項 p2、p3、別紙 3 事業概要書（案） p8に記載】

7. 賑わい空間活用上の諸条件

8

- ・ 河川区域である橋梁部分においては、橋の定期点検時に支障となることや、また河川の安全管理上の理由から、常設の施設等は原則として設置できない（ただし、点検時や安全管理上の支障とならず、法令等で設置が許可されるものは除く。）。イベントなどを実施する際に仮設物を設置する場合においては、仮設物の荷重が25t/m²より大きい施設は設置できない。
- ・ 河川区域外である橋詰部分においては、防火水槽の直上、地中埋設管の直上及び沿道施設の出入口付近について常設の施設等は原則として設置できない。それら以外の橋詰部分においては、常設の施設等は法令等で設置が許可されるものに限られる。
- ・ 橋詰部分及び清流公園において、市道との接続部に段差ができ、転落防止柵を設置する予定であることから、人の通行ができない。
- ・ その他、賑わい空間（橋梁部分＋橋詰部分）において、法令、条例等の範囲内での活用が可能であるが、河川管理に支障をきたさないこと、水質汚染をしないこと等、河川管理上のルールを順守する必要がある。



⑤ 意見・提案を求める内容

【実施要項 p2、別紙 3 事業概要書（案） p10に記載】

10

9. 賑わい空間の位置づけ

- 賑わい空間の区域指定については、「**道路（歩行者利便増進道路制度）**」や「**都市公園（設置管理許可や公募設置管理制度のほか、指定管理者制度）**」の適用を想定している。

位置づけ	道路	都市公園		
事業手法	道路法の歩行者利便増進道路制度	都市公園法の設置管理許可	都市公園法の公募設置管理制度（Park-PFI制度）	指定管理者制度
概要	- 道路法の改正により、歩行者利便増進道路として指定した道路において、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とする制度 - 占有者の幅広い公募が可能	都市公園法第5条により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、公園管理者が与える許可	都市公園法第5条の2により、飲食・売店等の公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場等（特定公園施設）の整備等を一体的に行う者を公募・選定する制度	公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減等のみならず住民サービスの向上を目的として、法人その他の団体で、公共が指定する団体（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度
事業期間	最長20年（公募占用の場合）	最長10年	最長20年	原則5年 （福岡市指定管理者ガイドラインより）
設置可能な物件等	歩行者利便増進施設等として、広告塔、看板、ベンチ、食事施設、購買施設、自転車駐車器具、イベントのために設けられるもの 等	都市公園法第2条に規定される公園施設（植栽等の修景施設、休憩所等の休養施設、売店・飲食店等の便益施設 等）	公募対象公園施設：公園施設のうち、休養施設、便益施設等で、当該施設から生じる収益を特定公園施設の建設に充てることができるもの	- 行政財産の目的外使用許可による自動販売機 等 - 指定管理者の業務としては、公の施設の管理運営や自主事業が基本となる
事業実施の条件等	- 占用区域内の点検、清掃等を的確に行うこと - 道路の交通等に支障を及ぼさないこと 等	営利行為を伴う許可にあたっては、都市公園の本来の使命に影響を及ぼさないこと 等	公募対象公園施設から得られる収益を特定公園施設の建設に充てること 等	公の施設の設置目的を踏まえ、市民の正当かつ公平な利用を確保すること 等
その他の特徴・留意点など	- 指定道路内に定めた利便増進誘導区域では、道路占用許可が柔軟に認められる（無余地性の基準の除外） - 警察による道路使用許可は必要。ただし、同制度の活用により円滑化が期待される - 歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用区域以外の清掃等の道路維持管理の協力を行う場合、占用料の額の90%減額が可能	- 通常建蔽率 2% - 建蔽率の特例（休養施設等について、10%を参酌して条例で定める範囲を限度として上乗せ可能） - なお、都市公園全体の管理を民間等に包括的に委任する場合は、指定管理者制度の適用が必要	- 通常建蔽率 2% - 建蔽率の特例（休養施設等に加えて便益施設等について、10%を参酌して条例で定める範囲を限度として上乗せ可能） - 占用物件の特例（自転車駐車場、地域の催事に関する看板・広告等の設置可能） - なお、都市公園全体の管理を民間等に包括的に委任する場合は、指定管理者制度の適用が必要	指定管理者の業務として、使用許可、使用料の徴収・減免、利用の制限等が可能（ただし使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等は指定管理者に行わせることはできない）

※制度については、別添の参考資料 2 及び参考資料 3 も参考としてください。また、占用料、使用料の参考として、巻末参考①及び巻末参考②を参照してください。

⑤ 意見・提案を求める内容

【実施要項 p3に記載、

参考資料7 新型コロナがもたらす「ニューノーマル」に対応したまちづくりに向けて 参照】

新型コロナがもたらす「ニューノーマル」に対応したまちづくりに向けて 【論点3】 オープンスペースの今後のあり方と新しい政策の方向性

＜新型コロナ危機を契機に生じた変化＞

- 自宅で過ごす時間が増え、身近な自然資源として、運動不足の解消・ストレス緩和の効果が得られる場として、グリーンインフラとしての緑や、オープンスペースの重要性が再認識。
- 緑とオープンスペースは、テレワーカーの作業場所、フィットネスの場所等利用形態が多様化。災害等の非常時に対応するためのバッファー機能として、都市の冗長性を確保する観点からも役割が増大。
- オープンスペースを有効に活用するため、エリアマネジメントの中心的な存在として、信頼できる中間支援組織の存在、効果的に活用するための人材育成の必要性が高まっている。

＜今後の方向性＞

- グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていくことが必要。
- ウォークアブルな空間とオープンスペースを組み合わせるネットワークを形成することが重要。
- 街路空間、公園・緑地、水辺空間、都市農地、民間空地など、まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、テレワーク、テイクアウト販売への活用といった地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用することが必要。
- 災害・感染症等のリスクに対応するためにも、いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備が重要。
- イベントだけでなく、比較的長期にわたる日常的な活用（例：オープンテラスの設置）など、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行、これを支える人材育成、ノウハウの展開等が必要。

3月の公園利用者数は前年比で増加



(出典) 都立狭山公園、都立武蔵国分寺公園、都立野川公園のデータから国土交通省都市局作成

屋外でのオフィス空間設置実験



住宅団地へのキッチンカー提供実験



(出典) 神戸市HP

駐車場跡地をリノベーションした屋外ヨガ広場



(出典) コートヤードHIROO

⑤ 意見・提案を求める内容

様式2 意見・提案書

【様式2 意見・提案書を参照】

様式2 意見・提案書

春吉橋賑わい空間活用方策に関する
サウンディング型市場調査

春吉橋賑わい空間活用方策に関するサウンディング型市場調査 意見・提案書

令和 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 宛

「春吉橋賑わい空間活用方策に関するサウンディング型市場調査」について、意見・提案書を提出します。

なお、応募資格にある暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者ではないことを誓約します。

法 人 名 等	
所 在 地	
代 表 社 名	
構成法人名 (グループの場合)	
担当者 ※	所 属
	役 職 名
	氏 名 (フリガナ)
	所 在 地
	電話番号
	E-mail

※:グループで参加する場合、代表となる1名の担当者の所属、氏名、連絡先等を記入してください。

■記入にあたっての留意事項

※全ての設問に回答いただく必要はありません。

意見・提案は、回答可能な範囲で記入してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜スペースを増やしてご記入ください。

※設問項目以外に、パース等の図面や模型の作成・提案も可能です。
(模型を作成・提案する場合は、
模型写真を添付して提出してください)

※ご記入いただいた内容について、
必要に応じて個別対話を実施させていただきます場合があります。

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p1に記載】

設問1. 提案のコンセプトについてお聞かせください。

別紙3「事業概要書(案)」P3～5に示す、賑わい空間の方向性・テーマ毎のイメージを踏まえ、春吉橋賑わい空間の整備・管理運営に関する事業(以下「本事業」という。)について、貴社・貴団体等がご提案するコンセプトについてお聞かせください。

コンセプトは、春吉橋賑わい空間だけでなく、国体道路、清流公園を含めたご提案も可能です
※本設問では、全体的なコンセプト(基本的な考え方・方針など)を記入するものとし、具体的な機能、事業対象範囲、事業内容等については、設問2以降にご記入ください。

記入例 ・人々が集い、憩い、回遊の拠点となる「福博の〇〇」としての場 など

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p1に記載】

設問2. 賑わい空間の導入機能についてお聞かせください。

設問1でご提案したコンセプトを踏まえ、賑わい空間に導入することが望ましいと考える、具体的な導入機能についてお聞かせください。

記入例 ・周辺への回遊を促すようなデザイン性にも優れた案内機能(サイン) など

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p2に記載】

設問3. 事業対象範囲についてお聞かせください。

本事業の対象範囲は、事業概要書(案)P6～7に示すとおりです。設問1及び設問2のご回答を踏まえ、貴社・貴団体等がぜひ取り組みたいと考える事業対象範囲について、番号に○をつけてください。あわせて、具体的な範囲や、その理由についてもお聞かせください。

(1) 春吉橋賑わい空間における事業対象範囲についてお聞かせください。

- 1 春吉橋賑わい空間全体(橋詰部分+橋梁部分)
- 2 春吉橋賑わい空間の一部 ⇒ 具体的な範囲:()
- 3 どちらともいえない

(2) 上記(1)に加え、隣接する国体道路、清流公園も含めて提案される場合は、その事業対象範囲についてお聞かせください。

- 1 (1)の回答+国体道路
⇒具体的な範囲を、下記()内に記入又は図示してください
:()
- 2 (1)の回答+清流公園
⇒具体的な範囲を、下記()内に記入又は図示してください
:()
- 3 (1)の回答+国体道路+清流公園
⇒具体的な範囲を、下記()内に記入又は図示してください
:()



⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p3に記載】

設問4. 実施可能な事業内容についてお聞かせください。

本事業で想定する事業内容は、事業概要書(案)P9に示すとおりです。貴社・貴団体等が実施可能な事業内容について、番号に○をつけるとともに、その内容について具体的にお聞かせください。

なお事業内容は、設問3において回答された、貴社・貴団体等が取り組みたいと考える事業対象範囲での実施を前提としたものとしてください。

※ご提案内容は、本設問の後に貼付の平面図に記入いただいても構いません。

(1)計画・設計【例：全体プランの計画、空間デザイン、工作物・施設の設計など】

①実施の可否や、実施可能な場合、その具体的内容等についてお聞かせください。

1 実施可能

⇒具体的な事業内容：()

2 条件によって実施可能

⇒具体的な条件と、具体的な事業内容：()

3 実施不可能

⇒理由：()

4 どちらともいえない

(上記回答理由についてお聞かせください。そのほか、ご意見・ご要望等があればお聞かせください。)

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p3に記載】

設問4. 実施可能な事業内容についてお聞かせください。

(2)整備【例：工作物・施設の整備など】

①実施の可否や、実施可能な場合、その具体的内容等についてお聞かせください。

1 実施可能

⇒具体的な事業内容：()

2 条件によって実施可能

⇒具体的な条件と、具体的な事業内容：()

3 実施不可能

⇒理由：()

4 どちらともいえない

(上記回答理由についてお聞かせください。そのほか、ご意見・ご要望等があればお聞かせください。)

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p3、p4に記載】

設問4. 実施可能な事業内容についてお聞かせください。

(3)維持管理【例：工作物・施設の維持管理、管理範囲の補修・清掃・美観の維持など】

①実施の可否や、実施可能な場合、その具体的内容等についてお聞かせください。

1 実施可能

⇒具体的な事業内容：()

2 条件によって実施可能

⇒具体的な条件と、具体的な事業内容：()

3 実施不可能

⇒理由：()

4 どちらともいえない

(上記回答理由についてお聞かせください。そのほか、ご意見・ご要望等があればお聞かせください。)

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p4に記載】

設問4. 実施可能な事業内容についてお聞かせください。

(4)運営【例：施設の運営、イベントの企画・実施(自主運営での使用)、イベントの受付・誘致、広報・情報発信、広告募集など】

①実施の可否や、実施可能な場合、その具体的内容等についてお聞かせください。

1 実施可能

⇒具体的な事業内容：()

2 条件によって実施可能

⇒具体的な条件と、具体的な事業内容：()

3 実施不可能

⇒理由：()

4 どちらともいえない

(上記回答理由についてお聞かせください。そのほか、ご意見・ご要望等があればお聞かせください。)

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p4に記載】

設問4. 実施可能な事業内容についてお聞かせください。

(4)運営【例：施設の運営、イベントの企画・実施(自主運営での使用)、イベントの受付・誘致、広報・情報発信、広告募集など】

②提案もしくは想定する運営期間と、その理由についてお聞かせください。

提案もしくは想定する運営期間：____年

理由：

③概算事業収支の想定についてお聞かせください。

※費用と収入の内訳について、可能な限り記載してください。

※提案もしくは想定する運営期間が複数年に跨がる場合は、各年の概算収支を記載してください。

④イベント実施の頻度についてお聞かせください。

※実施する時期(季節)、日時(平日・休日や昼間・夜間)等に分けて、可能な限り記載してください。

＜自主イベントの頻度＞

＜誘致イベントの頻度＞

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p5に記載】

設問4. 実施可能な事業内容についてお聞かせください。

(5)運営事業者以外の空間の使用【例：イベント等の企画・実施、など】

①実施の可否や、実施可能な場合、その具体的内容等についてお聞かせください。

1 実施可能

⇒具体的な事業内容：()

2 条件によって実施可能

⇒具体的な条件と、具体的な事業内容：()

3 実施不可能

⇒理由：()

4 どちらともいえない

(上記回答理由についてお聞かせください。そのほか、ご意見・ご要望等があればお聞かせください。)

②イベント実施の頻度についてお聞かせください。

※実施する時期(季節)、日時(平日・休日や昼間・夜間)等に分けて、可能な限り記載してください。

⑤ 意見・提案を求める内容

【様式2 意見・提案書 p5に記載】

設問4. 実施可能な事業内容についてお聞かせください。

(6)その他

①上記(1)～(5)以外で、貴社・貴団体等が実施可能なものがある場合、ご回答ください。

1 実施可能

⇒具体的な事業内容：()

2 条件によって実施可能

⇒具体的な条件と、具体的な事業内容：()

(上記回答理由についてお聞かせください。そのほか、ご意見・ご要望等があればお聞かせください。)

⑤ 意見・提案を求める内容

【実施要項に記載】

本調査に関する資料等（別資料及び参考資料、様式一覧）

別資料

別紙 1	一般国道 2 0 2 号春吉橋架替事業パンフレット
別紙 2	試行イベントの実施
別紙 3	事業概要書（案）
別紙 4	事業対象地周辺のまちづくり団体等の主な意見

様式

様式 1	質問書
様式 2	意見・提案書

参考資料

参考資料 1	春吉橋周辺の概要
参考資料 2	歩行者利便増進道路制度について
参考資料 3	都市公園の諸制度について
参考資料 4	平面図①：春吉橋
参考資料 5	平面図②：国体道路
参考資料 6	平面図③：清流公園
参考資料 7	新型コロナがもたらす「ニューノーマル」に対応したまちづくりに向けて

⑥ スケジュール等

【実施要項 p4に記載】

■スケジュール

スケジュールは下記を予定しています。詳細については各項目で説明します。

項目	時期
実施要項等の公表	令和3年3月1日（月）
実施要項等に対する質問の受付期間	令和3年3月1日（月）～3月12日（金）（必着）
実施要項等に対する質問への回答	令和3年3月18日（木）までに随時公表
意見・提案の受付期間	令和3年3月1日（月）～3月23日（火）（必着）
意見・提案内容の確認（個別対話） ※必要に応じて実施	令和3年3月29日（月）～3月31日（水）
実施結果の公表 ※第3回検討会での公表を予定	令和3年4月以降を予定

※新型コロナウイルスの感染状況等により日程が変更となる場合は、巻末記載のホームページに掲載します。

■応募資格

意見・提案を提出できる者は、本事業に関心のある民間事業者、団体、大学含む研究機関等とします。なお意見・提案は、一者単体又は複数者から構成されるグループによる提出も可能です。

なお、暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者は参加できません。

⑥ スケジュール等

【実施要項 p5、p6、別紙 3 事業概要書（案） p14に記載】

■実施結果の公表

意見・提案の概要については、提案者の確認・同意を得たうえで、第3回検討会にて提示し、福岡国道事務所ホームページに公表します。

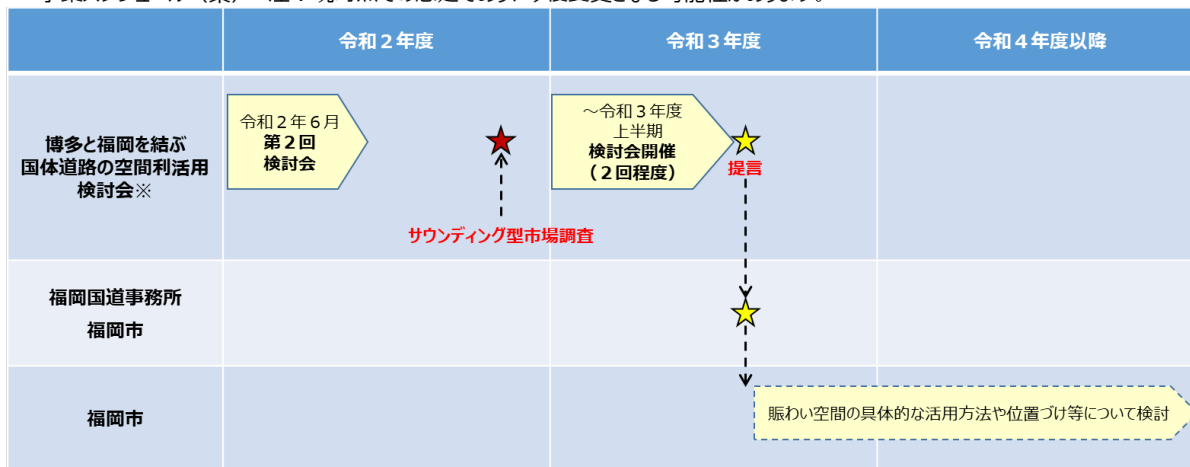
(<http://www.qsr.mlit.go.jp/fukkoku/kaigi/kokutaidoro.html>)

なお、本調査手続きに際して、提案者のアイディア等の保護のため、参加者の名称、意見・提案の具体的な内容は原則として非公表とします。

■本調査後（事業スケジュール）

本調査結果を踏まえ、「博多と福岡の連携強化のための国体道路の空間再編のあり方」や「春吉橋を核とした空間利活用のあり方」について、令和3年度に検討会の提言として取りまとめることを予定しています。提言を踏まえ、賑わい空間の具体的な活用方法や位置付け等について、福岡市にて検討が進められます。

■事業スケジュール（案） 注：現時点での想定であり、今後変更となる可能性があります。



※検討会の詳細については、別添の実施要項を参照してください。

⑦ 問い合わせ先及び提出窓口

【実施要項 p6に記載】

問い合わせ先及び提出窓口

国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課

「博多と福岡を結ぶ国体道路の空間利活用検討会」 担当者

〒813-0043

福岡県福岡市東区名島3丁目24番10号

TEL : 092-681-4731 (代表) FAX : 092-682-7763

Email : qsr-fukko_keikaku01@mlit.go.jp